

平成29年1月20日
会津若松建設事務所

「福島県住生活基本計画説明会」を、会津地域を皮切りに開催します。

「住生活基本計画」は安全・安心な住宅の確保や空き家の増加等の住生活を取り巻く課題に対し、住宅政策の基本目標・方針等を定める計画であり、国及び都道府県が5年毎に定めることとされています。昨年11月、県では、東日本大震災・原子力災害による影響や近年の社会情勢の変化を踏まえ「福島県住生活基本計画」を改定したことから、7つの生活圈毎に市町村や関係団体を対象とした説明会を開催します。

会津地域では7つの生活圈毎に行う最初の説明会として、下記により実施します。

■ 説明会概要

- (1) 日 時：平成29年1月23日（月）午後13時30分より15時
 - (2) 場 所：福島県ハイテクプラザ会津若松技術支援センター 多目的ホール
（会津若松市一箕町大字鶴賀字下柳原 88-1）
 - (3) 内 容：福島県建築住宅課職員より、改定後の計画の概要、検討にあたり提出された意見等について説明を行った後、会場の参加者より意見をいただきます。
- ※ どなたでも出席いただけます。
※ 取材等につきましては、原則、説明部分のみとさせていただきます。

【参考】「福島県住生活基本計画」の概要

○計画の目的

- ・本県の豊かな住生活の実現に向け、県民・事業者・市町村・県等が共有すべき住宅政策の基本目標・方針、施策の方向性を定め、各種施策を総合的・計画的に推進する。

○計画の位置付け

- ・住生活基本法に基づく都道府県計画
- ・県総合計画、復興計画等を具現化する個別計画（住宅に関するマスタープラン）

○計画の期間

- ・平成28年度～平成37年度（10年間）
- ・住生活基本計画（全国計画）（H28.3策定）と同じ終期

【問い合わせ先】

○会津若松建設事務所 主幹兼建築住宅部長 澁谷 修 電話 0242-29-5404 FAX0242-29-5413